

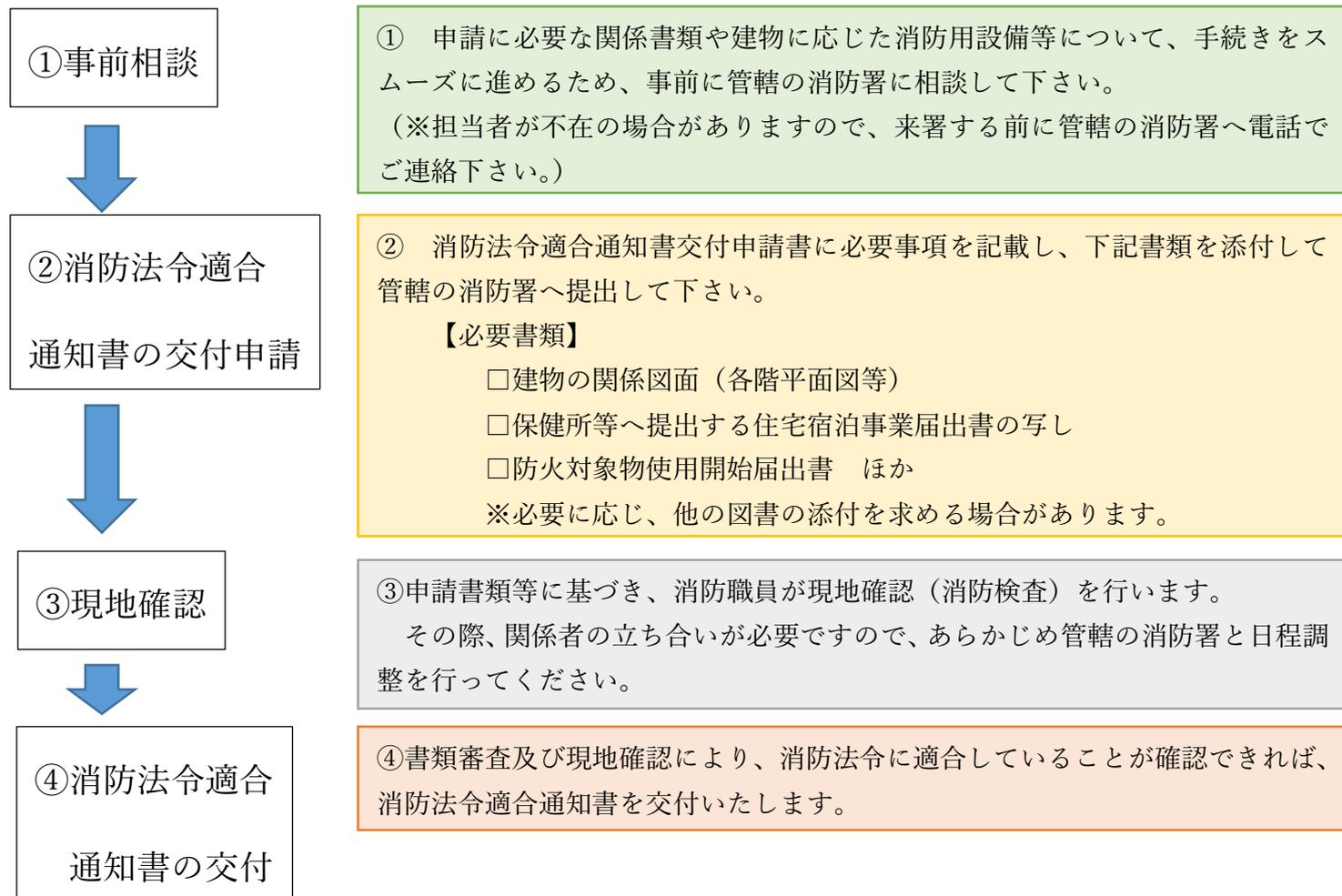
これから民泊（住宅宿泊事業）を始める皆様へ

～消防法令適合通知書の公布の流れについて～

1. 消防法令適合通知書について

保健所等へ民泊（住宅宿泊事業）の届出を行う場合、その建物が消防法令に適合しているかを確認するため、消防署長が交付する消防法令適合通知書を添付しなければなりません。

2. 消防法令適合通知書の交付の流れについて



3. 注意事項等について

民泊（住宅宿泊事業）を営む住宅は、原則として、消防法上は宿泊施設（ホテル・旅館）と同じ扱いになり、一般住宅では必要のない消防用設備等の設置が必要となります。

また、賃貸住宅や分譲マンション等の契約書や管理規約等で民泊（住宅宿泊事業）を禁止している場合は、民泊（住宅宿泊事業）を営むことができませんので、事前に確認が必要です。

連絡先

塩釜消防署	022-361-1634
多賀城消防署	022-355-9759
松島消防署	022-353-6393
七ヶ浜消防署	022-354-1867
利府消防署	022-354-0774



塩釜地区消防事務組合
マスコットキャラクター
「塩防くん」